

議事日程（第3号）

令和5年6月27日 午前9時開議

- 日程第1 第44号議案 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件  
日程第2 第45号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第3 第48号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）  
日程第4 第50号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第5 第51号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第6 第52号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第7 第53号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第8 第54号議案 令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第9 議員派遣の件  
日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第44号議案 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件  
日程第2 第45号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第3 第48号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）  
日程第4 第50号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第5 第51号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第6 第52号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第7 第53号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第8 第54号議案 令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第9 議員派遣の件  
日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（11名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 小島 義次 | 7番 松岡 宣彦  |
| 2番 木村 秀幸 | 8番 藤森 正晴  |
| 3番 澤田 俊一 | 9番 藤原 資広  |
| 4番 廣納 良幸 | 11番 栗原 廣哉 |

5番 安部重助

12番 小寺俊輔

6番 吉岡嘉宏

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 高内教男      主査 …………… 鶴野雄二郎

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山名宗悟	建設課長 ……………	野崎直規
副町長 ……………	前田義人	地籍課長 ……………	中野友純
教育長 ……………	入江多喜夫	上下水道課長 ……………	谷総和人
総務課長 ……………	平岡万寿夫	健康福祉課長 ……………	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
……………	黒田勝樹	……………	木村弘美
税務課長 ……………	長井千晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長 ……………	平岡民雄	……………	北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
……………	井出博	……………	春名常洋
農林政策課長 ……………	前川穂積	病院総務課長兼施設課長	
ひと・まち・みらい課長		……………	井上淳一朗
……………	石橋啓明	教育課長兼給食センター所長	
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事		……………	児島浩司
……………	高橋吉治	教育課参事兼社会教育特命参事	
		……………	宮本公平

---

午前9時00分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、再開します。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第113回神河町議会定例会の第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

廣納良幸議員につきましては、体調の都合により起立困難の届けがあり、着座での発言、挙手をもって採決の意思表示をしたいということでございます。これを許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1 第44号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、第44号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件を議題とします。

議案の審査を付託しておりました民生福祉常任委員会の審査報告を求めます。

小島義次民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の小島でございます。去る6月13日の本会議におきまして当委員会に付託されました第44号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件について、6月16日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。

それでは、第44号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件の審査報告をいたします。

質疑終了後の討論において反対討論、賛成討論はございませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、可決することに決定いたしました。

なお、本会議から受けた付託議案審査を行う委員会に委員として出席している議長は、本会議採決での議長の立場上、採決には加わらないとしたことを申し添えます。

次に、審査の内容報告であります。審査過程での質疑応答がありました。

主な質疑応答です。

自転車の防犯登録は義務づけられており、警察に照会すれば、自転車の所有者は確認できる。自転車に住所、氏名を明記すると、ストーカー行為などにつながる可能性があると思うがとの質問に、自転車に名前等が明記されておれば、すぐに照会でき、速やかに返還できる。また、盗難防止にもつながる。自分で自転車に明記することで大切に使用し、放置に対する啓発的な意味もある。決して強制するものではないとの答弁でした。

名前の明記はいいと思うが、条例で規定すると明記しなければならないと思われるので、住所の明記はやめていただきたいがとの質問に対し、住所も氏名も明記を強制するつもりは全くない、上位法の状況も確認している。条例制定されている他市町、ほぼ半数は、住所、氏名の明記について規定されているとの答弁でした。

また、同じく答弁で、住所、氏名を明記することにより、ストーカー行為等の事件を誘引することにならないかという御指摘はそのとおりだと思う。必ずしも明記することを求めている。明記しないという選択もできることを含めて案内したいとの答弁でした。

次に、自転車小売業者の責務という項目があるが、どういう形で協力をお願いされるのかとの質問に、条例制定後、必要な防犯登録についてはしっかりとお願いするとの回答でした。

今はネットでも購入できる。ネット販売業者への条例の説明はできないと思うがどの質問に、自転車小売業者の責務については、あくまで勧奨に努めなければならないということである。ネット販売についても、防犯登録は義務なので、購入者への指導などがあると思うとの回答でした。

次に、第5条の利用者の責務等は義務規定ではないので、利用者の立場でということである。名前を明記しておれば、なくしたときに戻ってくる確率が高い。ほかの条例でも、個人情報の明記について努力義務として求めることがあれば見直していただき、時代に沿った条例に改正する取組もお願いしたいとの質問に対して、これを機会に、個人情報の観点から見直しを進めたいとの答弁でした。

次に、自転車等の駐車禁止区域の案として提示があった。今まで放置されていた範囲、その事例があった範囲、ここは困るという範囲で想定されているのか、寺前駅では、県道の反対側も範囲に入ると思うが、放置の実績がないこと、この部分はきれいな状態で置きたいという案だと思うがどうかとの質問に、あくまで寺前駅の利用者が放置される可能性のある部分を指定している。基本的にはこのエリアで考えているが、十分協議して検討していきたいとの答弁でした。

さらに、自転車等の駐車禁止区域については、この案ではほぼ固まったものと理解してよいかとの質問に対して、公共用地、公共に資する場所としてエリアは確認しているので、この内容で提示したいとの答弁でした。

また、寺前駅区域は観光協会、新野駅は水車組合の方々の意見も聞いた上で最終決定してほしいがとの質問に、観光協会、水車組合にも確認し、意見も聞きながら、この案で進めていきたいとの答弁でした。

以上、質疑応答の概要報告をしましたが、これ以外の質疑応答、詳細な内容につきましては、お手元の審査報告書に記載しておりますので、御覧ください。また、タブレットには会議録が掲載されておりますので、併せて御確認ください。

これで、第44号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第44号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第44号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第2 第45号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、第45号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

議案の審査を付託しておりました民生福祉常任委員会の審査報告を求めます。

小島民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） 民生福祉常任委員会委員長の小島でございます。44号議案と同様、去る6月13日の本会議におきまして当委員会に付託されました第45号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について、6月16日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。

それでは、第45号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件の審査報告をいたします。

質疑終了後の討論において、反対討論、賛成討論はございませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては可決することに決定しました。

次に、審査の内容報告であります。主な質疑について朗読いたします。

国保税は大きな負担である。令和12年度に向けて税率を改正されるが、被保険者へ丁寧に説明し、理解を求めてほしい。今後どのような啓発を予定されているのかとの質問に、税務課としては、7月に課税通知を送るときに税率のチラシ、軽減の計算方法のチラシを同封する。また、県下統一の標準税率へ向けての改正が必要である旨のチラシも作成中である。住民生活課においては、保険証更新のため、7月に送付する保険証と一緒にチラシを同封する予定であるとの答弁でした。

次に、標準的な世帯で、今から約8年かけて毎年1万円程度アップしていくと聞いたが、最終的に、令和12年度には8万円程度プラスの税率になると理解してよいかとの質問に、今の試算のままで所得や被保険者数が変わらなければ、その状況になる。県への納付金を徴収する目的があるので、県の納付金上がるようであれば、金額が変わる可能性もある。標準家庭で約1万円だが、7割軽減世帯で1人の世帯であれば、年間1,000円ぐらいいか上がらない世帯もある。逆に、所得が高い世帯は、何十万円上がる可能性もあるとの答弁でした。

令和12年度で標準税率まで上がるが、仮に神河町で国保の医療費が多く出たときに、何らかの措置はあるのか。県は、全体的に次年度の税率を決める、その仕組みはどうかとの質問に対し、まだ確かなことは決まっていない。各市町で基金等が残った場合、どう運用するのか、補助金を少ないところに交付するのかなども検討している段階である。財政の厳しいところは何らかの補助をするような案が出ているが、まだ検討中であると

の回答でした。

令和12年度までに、町の国保の財調が枯渇する状況である。県が責任を持って全体的な税率を調整していくことが本来の姿だと思う。県の方針も確認し、その方向性について委員会での報告をお願いしたいとの質問に対しまして、標準税率に到達するまでの間に神河町の国保会計が赤字になるようなことがあれば、県からの補填、借入れをして、翌年度以降に返還していくことも想定している。県も定期的に協議を行っており、その情報も委員会で報告していくとの答弁でした。

さらに、同じく、水準の統一前後において、保有する基金の取扱いは各市町で管理すると示されているとの答弁もありました。

以上、質疑応答の概要を報告いたしました。これ以外の質疑応答、詳細な内容については、お手元の報告書に記載しておりますので、御覧ください。また、同じくタブレットには会議録が掲載されておりますので、御覧ください。

これで、第45号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第45号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第45号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第3 第48号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、第48号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。3番、総務文教常任委員会委員長の澤田です。それでは、第48号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）の審査報告をいたします。

6月13日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託された第48号議案に

つきましては、6月16日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結後、討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定しました。

なお、本会議から受けた付託議案審査を行う委員会に委員として出席している議長は、本会議採決での議長の立場上、委員会における採決に加わらないとしたことを申し添えます。

審査過程での質疑応答の要旨を報告します。

まず、歳入についてであります。諸収入の雑入、自転車等撤去保管料及び売却代金について、現在保管中の自転車4台分、4,000円が計上されている。今後も撤去保管したものについて、随時、歳入予算に計上するのかの問いにつきましては、今回は既に保管している自転車4台分を計上した。今後は、歳入なので、その都度補正は行わず、最終的に決算で処理したいとの回答でありました。

次に、歳出、総務費であります。交通対策費の看板設置等委託料について、自転車放置禁止区域看板は何枚設置するのかの問いにつきましては、新野駅前と寺前駅前の2か所を自転車放置禁止区域とする計画で、それぞれ2枚、合計4枚の看板を設置することでありました。

次に、吉富地内の通学路交通安全看板の具体的な設置箇所はどこか、今回の補正予算に計上されているが、区から要望等があった時期はの問いにつきましては、今年4月上旬の新学期の登校が始まるまでに、吉富区の区長から要望があった。すぐには対応できないので、区長と相談し、今回の補正となった。場所は町道市場杉線の向田橋の北側、大山浄化センター付近の危険箇所、3か所設置を予定しているとの回答でありました。

次に、民生費です。社会福祉総務費の防犯カメラ設置補助金については、東柏尾区に1台設置と説明があった。神河町はもっと防犯カメラを設置すべきだと思うが、現在の設置状況はの問いに対しましては、今回の補正計上は、主に町道や県道など道路が写るような場所の防犯対策として、各集落からの防犯カメラ設置要望について町が補助するものである。そのほか、町が設置している防犯カメラもあり、基本的に主要な道路を中心に、これまで町境に設置を進めている。今年度当初に予定し防犯カメラの設置箇所については、一定のめどが立っている。最近、不法投棄対策も必要になっており、必要であれば順次設置したいとのことでありました。

関連して、報道では、犯罪事件が発生したときに、防犯カメラが非常に大きな役割を果たし、犯人逮捕につながっている。学校の通学路や多くの人が入り出るスーパーマーケットなど、町全体に早く設置を進めるべきではないかの問いに対しましては、神河町の防犯カメラ設置状況は、市川町や福崎町と比較するとかなり進んでいると考えている。令和4年度までに町管理の防犯カメラは11か所に設置、今年度も二、三か所の設置を予定している。区管理の補助分は11か所に設置、今年度も今回の補正と合わせて

5 集落に設置補助をする予定である。福崎防犯協会管理の防犯カメラも 8 か所設置されており、町内には大変多く設置されている。また、防犯カメラが設置されていることを表示した看板も 13 か所設置している。しかし、防犯対策には終わりが無いので、必要な箇所があれば、予算計上して設置を進めたいとの回答でありました。

関連した回答としまして、町長のほうから、令和 5 年度兵庫県市町懇話会において、防犯カメラについては、一定、県の役割は果たしたことから、年数を区切って県補助事業メニューは終了するという兵庫県の方針が出ている。県の方針に対して、町村会長、各首長からは、防犯カメラの設置はそれぞれの自治体で主体的に取り組むものではなく、県全体で引き続き考えるべきであると要望しているとのことでありました。

関連した質問としまして、都市部では一定の範囲で設置が進んでいるかもしれないが、郡部や山間部ではまだまだ必要なところがあるのではという問いに対しましては、一番源流域にある神河町として、犯罪に対する抑止力と捜査に役立つ記録として、町単独の防犯カメラ設置に取り組んできた。今後も不法投棄対策も含め、精力的に設置していく方針であるとのことでありました。

続いて、議員からの提案で、全ての町境に防犯カメラが設置されたが、現状では完璧でない。例えば伊丹市では約 2,000 か所設置されている。神河町は面積が広いので、前向きに進めてほしいとの問いに対しましては、神河町は、確かに面積が 202 平方キロメートルと広いが、道路の交差点や他市町につながる道は、伊丹市とは比較にならないくらい少ない。町内の交差点の要所については、福崎防犯協会とか企業防犯協力会に協力をいただき、設置している。町は、隣接する市町境の国道や県道の交差点や林道の入り口に設置を進めている。これからも必要な箇所に整備をしていきたいとの回答でありました。

今回の区要望事業として、総務費に吉富区から要望の交通安全看板設置経費、民生費に東柏尾区から要望の防犯カメラ設置経費が補正計上された。一般的に区要望事業は、次年度予算編成時期の前に、各区の要望を取りまとめて、当初予算に反映されているのではないかと。なぜこの時期に区要望事業が追加で補正されるのかの問いに対しましては、いずれも当初予算編成後の区からの要望であり、小・中学校の通学路の交通安全対策のためのもので、交通・防犯対策として緊急性があると判断し、補正予算で対応したとのことでありました。

関連した質問として、区要望事業については、優先順位をつけて予算措置されている。今回の要望内容のように、子供たちの命に関わるなど、緊急度の高い要望については、町の責任として行うと理解してよいかの問いに対しましては、今後も緊急性があると判断した要望については財政協議を行い、補正予算で対応していくとの回答でありました。

次に、農林水産費です。農地費の町単独土地改良補助事業について、山間部に行けば行くほど、宅地を畑にされているところもあれば、逆の場合もある。いろいろな土地の使い方があるので、現場での判断だと思うが、特例的に補助で工事をすると収拾がつか

なくなる。この土地改良補助事業に限らず、事業ごとの基準を整理すべきではないかの問いに対しましては、町単独土地改良補助事業については、農業用施設の通常の維持管理以外の補修や新設に係る経費、自然災害で被災した農地農業用施設災害復旧事業に採択されない復旧経費を救済してきたものである。今回の補正予算も、農地農業用施設災害復旧事業に採択されない農地の石積みの復旧経費を計上している。この制度は、登記簿地目が農地ならば、維持管理されていない現況が原野や雑種地も対象としている。指摘のとおり、どこかで線引きしないと収拾がつかないことも確かである。家屋の裏の山林の場合は、裏山防災補助制度を適用できる。今後は、登記簿の地目が農地以外の土地も救済できる家屋裏山防災補助メニューなども検討したい。登記簿上が農地で、現況が原野や雑種地についても、現況主義で対応できるようにしていきたいとのことでありました。

税務課の現況地目と同様に、現況を第一に扱う方向でよいかの確認の質問につきましては、そのとおりである。ただ、家屋の裏や農地以外の補助メニューを検討するには時間を要するので、理解をいただきたいとの回答でありました。

次に、商工費です。商工振興費の就労支援システム業務管理委託料について、価格改定による増額補正とのことだが、具体的に予算の補正が必要な理由は何かの問いに対しまして、就労支援システム業務管理委託料はサーバー利用料とシステム保守料で、見積書を基に、令和5年度当初予算を積算した。今年4月に入り、委託業者から5月1日以降、サーバー利用料とシステム保守料をそれぞれ20%値上げすると通知があったとの回答でありました。

関連して、予算編成時期の昨年10月頃の見積り以降の物価高騰の影響かもしれないが、年度当初に契約を締結したものの価格改定なので、委託業者と価格改定時期の延期などの交渉は行ったかの問いについては、当然、価格交渉は行った。委託業者は、同様にサーバーを使用している他市町や企業にも通知して、改定を進めているとのことであった。委託業者の一方的な価格改定ではあるが、町として事業の運営を止めることができないので、増額補正となったとの回答でありました。

次に、土木費です。住宅建設費の空き家活用支援事業補助金について、具体的にどのような空き家を活用するのかの問いに対しましては、役場北側にある寺前地区の2階建ての住宅である。地域交流拠点型としてコワーキングスペース、ギャラリー、カフェスペースに活用する。県の随伴補助事業で、県が交付決定された後、町が交付決定し、事業実施されるとのことでありました。

誰が事業を実施するのかの問いに対しましては、運営は申請者個人である。町に相談されて、町が県と協議して了解を得た上で、最終的には町が交付決定し、補助金を出すという流れである。平成28年度から令和4年度まで、6件の実績がある。令和5年度当初予算に計上している別の200万円は、岩屋地内の住宅型1件である。今回は地域交流拠点型事業として1件の補正予算計上であるとの回答でありました。

関連して、寺前地内の物件は、第三者が空き家を活用するとのことだが、家賃などはどうなるのか。あくまで改修に対する補助金と理解してよいかの問いに対しましては、事業を実施されている方は、町外居住者で空き家所有者の身内の方である。改修して利用したいと相談を受けている。家賃等については、申請者と所有者との間の話となるとの回答でした。

さらなる質問としまして、運営する方がそのようなケースでも事業の補助対象になるのか、仮にそうなるのであれば、空き家活用の可能性が広がるという確認の問いにつきましては、この事業は神河町内の空き家の利活用を促進する事業で、改修される方の住民票が神河町になくても対象となるとのことでありました。

この事業を活用して改装された部分の資産の権利は申請者にあると理解してよいかの問いに対しましては、賃貸物件については契約にもよるが、所有者の財産となると考えるとの回答でありました。

改修後の利活用の期間の規定はあるのかの問いに対しましては、10年以上使っただけことを基本条件としているとの回答でありました。

空き家活用支援事業は、最低10年以上使用することが条件となっている。ほかにも助成事業があるが、事業実施後の追跡調査をしっかりと行い、不適切な場合は指導をお願いしたい。また、台帳を作成して、しっかりと管理していただきたいとの問いに対しましては、創業支援事業等も含めて、毎年実態調査を行うとの回答でありました。

道路橋梁維持費の備品購入費の内容はの問いにつきましては、除雪車の排土板の購入である。除雪をお願いしている業者から、3月に車両が返還され、点検したところ、排土板が経年劣化しており、故障寸前の状態であった。納品に時間がかかるため、今シーズンの除雪時期に間に合うように補正計上したとの回答でありました。

最後に、教育費についてです。幼稚園費の長谷幼稚園再開に伴う長谷小学校改修に係る設計監理業務委託料について、具体的な改造の内容と今後のスケジュールはの問いに対しましては、来年度の長谷幼稚園への入園希望を調査したところ、9名の対象園児のうち6名が入園希望をされているので、幼稚園再開の準備を進めている。長谷小学校の被服室を幼稚園の保育室に改修するために、設計監理業務委託料を補正計上した。設計後、9月定例会に補正予算として工事費を計上する予定である。10月以降に工事着手し、おおむね2月の工事完了を目指したいとのことでありました。

中学校費の需用費、空調機修繕料について、以前から修繕が必要と把握していたものか、突発的な故障かの問いに対しましては、2月に突発的に故障が判明したものである。耐用年数15年のエアコンで、購入後12年で故障したものであるとのことでありました。

以上が質疑応答の要旨であります。なお、会議録はタブレットに掲載してありますので、詳細は御確認ください。

これで、第48号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）の審査報告を

終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。どうも御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第48号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第48号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、第50号議案から第54号議案について、経過を説明します。

第50号議案から第54号議案については、6月13日の本会議において、町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。

先ほど第48号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）が可決されましたので、各議案について討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

#### 日程第4 第50号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第50号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第50号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第50号議案は、原案のとおり可決しました。

#### 日程第5 第51号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第51号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事

業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第51号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第51号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第6 第52号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第52号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第52号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第52号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第7 第53号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第53号議案、令和5年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第53号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第53号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第8 第54号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、第54号議案、令和5年度神河町水道事業会計補正

予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第54号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第54号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第9 議員派遣の件

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、配付のとおり議員派遣することに決定しました。

---

### 日程第10 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして、第113回神河町議会定例会を閉会します。

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は6月13日に開会され、本日まで15日間の会期でありました。町長から提案されました議案は報告4件、条例の制定2件、条例の一部改正2件、財産取得1件、補正予算9件の計18件でありました。

神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は民生福祉常任委員会に、令和5年度神河町一般会計補正予算（第3号）は総務文教常任委員会に付託し、いずれも精力的に審査をしていただきました。その御苦勞に対し、厚くお礼申し上げます。

さて、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件は、3月定例会で否決された議案であり、内容を一新された上での再上程となり、付託された民生福祉常任委員会、本会議ともに全員賛成で可決となりました。

3月定例会での各議員からの意見を踏まえた上で、改めて条例を精査していただき、再上程に至りました執行部の御苦勞に感謝申し上げます。

神河町をよりよくしていきたいという思いは、我々議員も、町長はじめ町職員の皆さんも同じであります。今後お互いを補いながら、また切磋琢磨しながら神河町のまちづくりに邁進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

全議案とも、議員各位の終始極めて慎重なる審議によりまして、適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精勵と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

また、一般質問には4名が登壇し、町政全般を執行機関にただし、議員自らの政策提言を行いました。町長はじめ執行部各位には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたこと、深く敬意を表します。

審議の過程において、議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、6月も終わりを迎え、暑い時期に入りました。気象庁の1か月予報では、今年が平年より暑くなり、また蒸し暑い日が多くなるとのことです。皆様方には体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のために、ますます御尽力賜りますよう御祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からの第113回神河町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼を兼ねまして、御挨拶を申し上げます。

まず最初に、5月17日の第112回神河町議会臨時会における専決処分の不承認に

伴う措置についてにつきましては、地方自治法第179条第4項の規定に基づき、必要な措置として町ホームページにこれまでの経過、改善に向けた取組等について掲載しましたので、議会に報告いたします。

さて、6月13日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には、本会議並びに委員会を通じて慎重審議くださいました御苦勞に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

今期定例会は、一般会計をはじめ、全ての案件を原案どおり御承認・可決賜り、誠にありがとうございました。今定例会、本会議、委員会、一般質問で議員各位よりいただきました御意見、御提言につきまして、執行部として真摯に受け止め、地域創生を主体とした予算執行に取り組んでまいります。その取組として、5月より5類に移行した新型コロナウイルス感染症は、少しずつ感染者が増加傾向の中、現在高齢者を中心に、ワクチン接種に取り組んでいるところでありますが、行政としてワクチン接種と併せて、引き続き一人一人の感染対策の啓発に努めてまいります。

また、ロシア、ウクライナ情勢はますます収束の兆しが見えてこない混沌とした状況にあり、依然として、それらの影響を受けての光熱費、物価高騰、物不足の状況も続いています。町内観光施設においては、入り込み客がコロナ前の状況に戻りつつある一方で、特に電気、燃料等の値上げによる影響が顕著に表れてきており、今後、指定管理者と十分な協議を行ってまいります。

続いて、5月29日よりスタートいたしましたブロック別町長懇談会は、昨日の粟賀南ブロックを最後に終了いたしました。会場で頂戴いたしました意見については、真摯に受け止めさせていただいて、今後の町政運営に反映してまいります。

終わりに、今年の梅雨はめり張りのある梅雨とも言われていますが、いよいよ本格的な出水期に入っております。行政として集中豪雨に対する迅速な情報収集と、住民への情報提供により一層努めてまいります。

また、これから暑さも厳しさを増してまいります。議員各位には、今後とも健康には十分御留意していただき、各種事業推進に対する御支援、御協力と町政発展のため、引き続き御活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午前9時50分

---